

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年8月2日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、（仮称）久地プロジェクトに係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

- ・東京都港区芝二丁目3番1号
株式会社長谷工コーポレーション
代表取締役社長 嵩 聡久
- ・東京都港区芝二丁目3番1号
株式会社長谷工クリエイト
代表取締役社長 加藤 功時

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）久地プロジェクト

（2）種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
住宅団地の新設（第2種行為）
工場又は事業所の新設（第2種行為）
大規模建築物の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市高津区久地三丁目200 - 2外

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

新聞印刷工場・共同住宅の建設

（2）内容

- ア 開発区域面積：約53,400㎡
- イ 計画人口（計画戸数）：2,630人（855戸）
- ウ 土地利用計画
 - （ア）公共施設：約7,840㎡
 - （イ）宅地等：約45,560㎡

エ 建築計画

区分	新聞印刷工場	共同住宅・商業施設等	老人いこいの家等
構造	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造、鉄骨構造	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	鉄骨構造
階数	地上3階	地上20階	地上2階
高さ	約25m	約63m	約10m
建築面積	約6,000㎡	約12,000㎡	約500㎡
延床面積	約17,000㎡	約94,000㎡	約1,000㎡

5 指定開発行為の施行期間

平成16年9月～平成18年8月

6 条例環境影響評価見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間

平成16年8月2日(月)から平成16年8月31日(火)まで

(2) 場所

川崎市：高津区役所、多摩区役所及び本庁(環境局環境評価室)

世田谷区：砧総合支所及び世田谷区役所(環境総合対策室環境課環境指導係)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

(世田谷区は午前9時30分から午後4時30分まで)

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

7 条例公聴会の開催について

条例準備書関係住民及び指定開発行為者は、縦覧期間内に条例準備書等に関する公聴会の開催を市長に申し出ることができます。公聴会の開催の申出があった場合で、市長が必要と認めるときは公聴会を開催します。

なお、申出用紙は上記縦覧場所に用意してあります。

条例公聴会開催申出書の提出期限：平成16年8月31日(火)まで

(郵送の場合は8月31日消印有効)